

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年1月5日まで

平成6年11月下旬にA社で社長の面接を受けた際、「すぐにでも入社してほしい。」との話があり、同年12月1日から出勤することになった。しかしながら年金記録では、同社の厚生年金保険資格取得日は平成7年1月5日になっている。

調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元役員が保管する日記の記載内容及び同僚の供述から、申立人は、平成6年12月1日から同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録から、申立期間前後にA社の記録が確認できる元従業員7人の厚生年金保険及び雇用保険の加入記録を照会した結果、そのうち5人は厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が一致している上、当該5人のうち3人は、自身が記憶する入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致しており、ほかの2人は回答が得られず不明であることから、同社では厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格を同時に取得させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、雇用保険の資格取得日である平成6年12月1日からA社における厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期

間について、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、平成7年1月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和60年3月1日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月31日から60年3月1日まで
年金の加入記録の確認を行ったところ、A社で勤務していた期間のうち、昭和59年7月31日から60年3月1日までの期間の記録が欠落しているので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録では、A社は、昭和60年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の約3年前の56年11月9日から59年12月20日までの間に被保険者資格を取得している者のうち、申立人の資格喪失日である同年7月31日時点で在籍していたと認められる被保険者が34人いることが確認でき、そのうちの22人は、同年10月1日の定時決定の記録を取り消された上で、同年7月31日に遡って被保険者資格の喪失処理をされていること、及び当該喪失者に係る健康保険証の返納日は、日付が判読できない3人を除く19人は、いずれも申立人と同様に資格喪失日より約8か月後の60年4月17日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和59年7月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失

日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の60年3月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年6月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年3月まで

私は、申立期間当時、学生であったが、20歳になった時に母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたはずである。

申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金手帳を受領、所持した記憶が無い。」としているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいても申立人の国民年金手帳記号番号は確認できない上、申立人が申立期間当時居住していたA市の記録においても申立人の国民年金被保険者名簿等の記録は確認できないなど、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録及び払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当時の納付状況等についての記憶が曖昧である上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、既に死亡していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から同年12月まで

国民年金保険料は2年を過ぎると納付できなくなるので、平成2年9月21日までの未納分が無いようにA市役所に行き保険料を納付したが、申立期間について国民年金加入期間及び保険料納付の事実が確認できないとのことであった。

私が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄の1行目から4行目までの加入記録は、平成2年9月の保険料納付時にA市の担当者が同時に記入し、同市の印を押したものであり、2行目には申立期間が強制加入期間として記録されている。それにもかかわらず、申立期間における国民年金の加入期間及び保険料納付の事実が確認できないことに納得できない。調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和63年9月末に会社を退職後、国民年金の手続をしていなかったため、保険料納付の時効前の平成2年9月にA市役所の国民年金担当窓口で、申立期間の保険料を納付し、その際、市の担当者が私の年金手帳に過去の国民年金加入履歴を記入してくれた。」としているものの、申立期間の保険料は過年度納付となるため、A市では納付できなかったものと考えられるとともに、申立人に係る改製原戸籍の附票により、3年2月*日にB町（現在は、C市）からA市へ住民票を異動していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳にも同市への住所変更年月日が当該日として記載されていることから、申立内容と符合しない。

また、オンライン記録によれば、申立人の平成元年1月22日の国民年金第3号被保険者資格取得に係る処理日は3年3月25日、及び2年9月21日の同資格取得に係る処理日は3年3月13日となっていること、並びに申立人が所

持する年金手帳によれば、上記の第3号被保険者資格及び申立期間に係る強制被保険者資格の記載をした処理庁として、A市の印が押されていることを踏まえると、申立人は、同市に転入した同年2月*日以降に、同市において、上記の процедуруを行ったものと考えられるところ、この時点で、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付金額や納付方法に関する記憶が定かでなく、納付状況が不明である上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

申立期間当時、自営業でA店を経営しており、居住地であるB市C町の納税貯蓄組合に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料及び税金を支払期日ごとに集金に来ていた集金人に店にあった現金で納付していた。

しかしながら、国民年金保険料収納記録を照会したところ、申立期間①及び②が未納となっている。申立期間当時は景気も良く、定期的に集金人が保険料を集めて来ていたので、当該期間の保険料が未納となっているのは納得がいかない。詳しい調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻から提出された昭和47年度から50年度までの期間に係る国民年金保険料領収証書及びB市が保管する58年度から平成3年度までの期間に係る検認状況一覧表により、申立人及びその妻は同一日に保険料を納付していたことが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと考えられるところ、申立期間については、申立人及びその妻いずれも保険料が未納となっている。

また、オンライン記録によると、申立期間以外の複数の期間においても申立人夫婦共に同一期間の国民年金保険料が未納と記録されている。

さらに、申立人が支払期日ごとに国民年金保険料の集金に来ていたと主張する納税貯蓄組合の集金人及びその組合長は既に亡くなっていることから、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

申立期間当時、夫が自営業でA店を経営しており、居住地であるB市C町の納税貯蓄組合に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料及び税金を支払期日ごとに集金に来ていた集金人に夫が店にあった現金で納付していた。

しかしながら、国民年金保険料収納記録を照会したところ、申立期間①及び②が未納となっている。申立期間当時は景気も良く、定期的に集金人が保険料を集めに来ていたので、当該期間の保険料が未納となっているのは納得がいかない。詳しい調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫から提出された昭和47年度から50年度までの期間に係る国民年金保険料領収証書及びB市が保管する58年度から平成3年度までの期間に係る検認状況一覧表により、申立人及びその夫は同一日に保険料を納付していたことが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと考えられるところ、申立期間については、申立人及びその夫いずれも保険料が未納となっている。

また、オンライン記録によると、申立期間以外の複数の期間においても申立人夫婦共に同一期間の国民年金保険料が未納と記録されている。

さらに、申立人の夫が支払期日ごとに国民年金保険料の集金に来ていたと主張する納税貯蓄組合の集金人及びその組合長は既に亡くなっていることから、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年2月まで

A国でのB法人の任期を終え、帰国後の昭和60年6月にC市で転入手続をした際、国民年金窓口の職員に同年4月からの保険料を納付できると言われ、その後送付されてきた納付書により昭和60年度分の保険料を一括して納付した。その後、昭和61年3月からD法人（現在は、E法人）F支部に就職することになったため、同支部の担当職員の指導により国民年金の加入を同年2月でやめる手続を行い、同年3月の保険料が還付された記憶がある。調査の上、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の払出し状況などから、G市において国民年金の被保険者資格取得日を昭和62年3月1日として同年4月頃に払い出され、この頃に加入手続がなされたものと推認できることから申立内容とは符合せず、当該資格取得日により申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人に係る戸籍の改製原附票から、昭和58年1月*日から60年6月*日までの期間の住所は、A国とされていることから、申立期間のうち、同年4月及び同年5月は制度上、国民年金の適用除外期間であり、国民年金に加入できない期間である。

さらに、申立人は、「申立期間を含む昭和60年度分の国民年金保険料を一括で納付したが、昭和61年3月から厚生年金保険に加入したため、申立期間直後の同年3月の保険料が還付された記憶がある。」としているところ、当該還付記録は確認できない。一方、申立人は、昭和62年度の国民年金保険料を前納しているが、その後、昭和62年6月から同年8月まで厚生年金保険に加入

したことにより、同期間の保険料を還付されている記録が確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。